

第八回 参議院地方行政委員会會議録第五号

昭和二十五年七月十九日(水曜日)

本日の會議に付した事件

○地方稅法案(内閣送付)

○連合委員會開會の件

午前十一時十一分開會

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員會を開會いたします。地方稅法案の予備審査をいたします。

○岩沢忠泰君 この法案を審議するに付きましては、私共はこの國稅とそれから地方稅と並行的にやるのが根本だろうと思つたのですが、ところが前國會で國稅の方は審議になつておるけれども、直接に尙國稅制度を一應知る必要があると思つたのであります。その参考資料を大蔵省から委員會を通じ配付して貰いたい、こう思つております。

○委員長(岡本愛祐君) 今岩沢君から御要求になりましたのは、第七國會において國稅に關する法案が通つた。その法律になつたのを要求する。こういう御趣旨ですね。

○岩沢忠泰君 そうです。

○委員長(岡本愛祐君) 承知いたしました。

○西郷吉之助君 私は國務大臣にお伺いいたしますが、新聞等でも又その他でも見たのであります。衆議院におきましても與黨たる自由黨がいわゆる野黨側たる民主黨その他の修正案に或いは同調するかのごとく伝えられておるのではありません。そういうふうな状況は與黨の方は大臣は御承知ありませんか。そういう点はどうなんですか。

○國務大臣(岡野清義君) お答え申上

げます。何か新聞にもそういうことが書いてあるのをごさいます。與黨の幹部にいろいろ會つた機会もございませぬけれども、ちよつと會つた機会に新聞のことを聞きますけれども、何もそういうことは決まつていないから、こういうようなことを話してあります。まだ具體的なそんな話になつていないのじやないかと思ひます。

○西郷吉之助君 それでは、それは別問題といたしまして、昨日の連合委員會の終りに野黨委員からお触れになつた点であるのであります。例へば今度の附加價值稅では、給與額、人件費等もやはり附加價值稅の対象となるということであつたのですが、その点何ですか。どういふ我が國の經濟情勢の際に、普通の場合でも賃金は一流會社においても遅配、欠配が行われておるような非常に悪い經濟狀態の際に、尙且つ一方には失業者が相當増大しつゝある傾向があります。潜在失業者を含めると相當の數に上ると思つたのであります。要するに一般經濟情勢が非常に悪いときに、給與額に對しても課稅をされるというふうな附加價值稅を今日この際施行するといふふうなことは、どういふふうにお考えになつておるのか。政府側は一ヶ年と言われるけれども、實際は今日よりもうすで八月を前にして半年もない状況でございまして、政府原案の通りにやるならば数ヶ月しかないのであつて、来年の一月からやるので、単に一ヶ年という非常に延びるようなことにも思ひますけれども、今日地方稅を新たに出發して審議しておる最中で

あります。これが八月から実行の予定のようでありませぬけれども、果してそのやうなかどうか非常にデリケートな關係にある。こういうやうな場合に、今申しましたやうな状況下にこういうふうな稅を施行されることに對して大臣はどうお考えになりますか。御質問申し上げます。

○國務大臣(岡野清義君) お答え申上げます。これは人件費にもかかるという思想じやございませぬで、人件費がやはりその總売上高なんかというものがゴオリュームに入つて来るというやうな考え方でありませぬで、人件費が成る程課稅標準を作る基礎の數字を作るというのになつて来ますけれども、人件費そのものにかかると性質のものとは違ふのでございませぬ。それから只今のお説至極御尤もでございまして、日本の財界は今非常に苦境の時期にございませぬで、附加價值稅に限りませぬ、すべての稅といふものに對して従来の納稅者も相當苦難の道を経なければならぬといふことだけはもうお説その通りでございませぬ。けれども根本原則としてしまして、今度の稅制は、地方、中央を併せまして、少くとも三百億くらい、小さい方面には輕くなり、大きな企業なんかには少し加重して来ると、こういう均衡化を圖つておるわけにございませぬで、大体において私は附加價值稅はもう半年も後から起算して、来年の一月一日から施行することに成ることとでございませぬで、經濟上の点にはそれは苦しい点も多々あると思ひます

けれども行けるという考えを持つて提案したわけにございませぬ。

○西郷吉之助君 只今の大臣の御説明に、人件費そのものにかけるものではないというお話でございませぬが、その点は私もよく承知いたしておるのではありませんが、御質問する際にはつきり申上げるから、人件費を、このゴオリュームの中に人件費が入るから人件費を取上げて申上げたのであつて、ただ人件費そのものだけにかかるとはなして、人件費そのものが課稅対象のゴオリュームそのものであるから、分り易く申上げたのであつて、大臣の説明でもどつちもいろいろの形態はありませぬで、いろいろの内容實質は人件費にかかるとはなして、私は外形的にどうだといふのでなく、實質上かかるからそれを申上げたのであつて、そういう点はつきりいたしておるのでございませぬで、その大臣の御答弁にも、例へば事業稅と附加價值稅と比べて、附加價值稅の方が中小企業、大企業と比べて点でウェイトの点が非常に違つて来ると、附加價值稅の方がベターであるといふそういう点も一部あると思ひますけれども、ただ事業稅だけにかかるといふのでなく、例へばその実施の時期に於いて、こういうやうな非常に龐大な条文で、今度は更に前同より補えて八百何条といふので、その解釈は非常にむづかしいものであると思ひます。例へば固定資産稅においても、詳細の問題であるとか、そういうやうなことがいろいろありまして、一般大衆がこれを読むには、これは非常に難解な条

文であるのであります。それでこれを

真面目に了解しようと思つても、我々議員においてもこれを咀嚼するということとは非常に骨を折つておるわけですから、それを一般の人が、知識人もあればそうでない人もある。いろいろあることであつて、こういうむづかしい条

文を出す方も一應読まなければならぬといふこと、そういうことは非常に時間と要するし、又訓練を要すると思ひます。又實際納める場合にも、納める方も半分は事業稅であり、半分は附加價值稅であるといふふうになつておるのじやないか。殊に今の稅の条文は煩瑣で、國稅であつても非常に計算違ひがあつて、そこに「た」が年中起きている現状であります。そこに又そういう「た」をやるというところは、この際もうできるだけ政府としては避けて貰いたいわけであつて、それも年度

変わりから実行するならばまださういふ煩瑣がありませんが、途中から差し代つてやるのであるから、今私が申上げたのですが、この点は本當に國民の側に立つてお考え願へばよく分ることであつて、現在の國稅だけでも非常に計算が厄介なために、我々でも間違えて、向うから文句を言われるやうなことがあつて、これはなかなかむづかしい書き方ですから、これを八月一日から実行して、更にその上に事業稅で年内に計算して、来年一月から附加價值稅でやるということは、事實上非常に煩瑣な問題が起きて困ると思つたのでございませぬで、昨日もそういう話

がありました。ところが、こういうことは少くとも年度変更ということが最少限度必要であり、或いは今度の修正案の中の附加価値税は無期限延期というように、中途からやめるというふうなことは、途中からやめるというふうなことは、どうしても実際の場合を考えると、非常なる混乱を来すと思うのですが、その点を更に大臣から御説明願いたいと思います。

○国務大臣(岡野清彦) お答え申し上げます。西郷さんの御説至極御尤もです。その御尤もな御趣旨を取入れまして、煩雑なる附加価値税は、外の意味もございまして、準備期間を置いていた方がよいという考えから、来年一月一日から取りまして、大体に於いて今までの税に似たりよつたりの税でございまして、大した支障はないという考えでございまして、従いまして地方公共団体におきまして、来年度から取りまして、この附加価値税については、いろいろ納税者側におきまして、それから又徴収者側におきまして、お説の通りに、何でもございまして、未知の税を納めて、又徴収するといふふうにして、非常に混乱があると思ひます。その意味におきまして自治庁といたしましては、地方公共団体にこれを完全に遂行されるように、事前に十分な手引とか、何とかいふようなことをして、まあ助けて行こうと、こういうふうな考えであります。でございまして、附加価値税につきましては、もう半年準備期間ができておるといふことになっておりますから、御趣旨の点に於いて、この税がうまく徴収できるよくなるであらうと、私は考

えております。

○石川清一君 昨日来各委員との合同委員会におきまして、私、初めてなものであります。いろいろ第七国会の経過をお聞きしたんですが、只今の都道府県は、この改正される地方税法に基いて表面的な予算を組んでおられるのか、それとも旧税法によつて、最大限に見積りをしまして、予算を組んでおられるのか、これを先ずお伺いしたいと思ひます。

ておる次第でございます。一方地方団体に於いて編成をされております予算につきましては、この税法の成立に伴ひまして、適宜、更正その他の措置を講ずる場合が起つて来るであらうと、かように考へております。

入場税、遊興飲食税、その他の臨時税に属するものについては、依然として現行法に基いて、徴収を続けておるのではありませんが、併しながらこれのみによつては歳入の不足があることは申すまでもないので、これに對して暫定措置として、或いは短期融資をいたしますとか、或いは地方財政平衡交付金の概算交付をいたしますとかの措置によりまして、第一四半期並びに第二四半期の地方団体に對する財政計画を立てまして、この線に沿つて施策をいたしておるようなわけでありまして、若し地方団体が法定外独立税を取つておるといたしますれば、又法定外独立税は現行法に属する問題でありますので、若しこの新税法が成立いたしましたら、或いは固定資産税との関連におきまして、又附加価値税との関連におきまして、現行の道府県税の法定外独立税、或いは地方税の法定外独立税につきましても、相当大の整理をいたさなければならぬことになりまして、この点につきましても本法にも詳細な規定があり、これに基いて地方財政委員会が処置することになりまして、おる次第であります。

○石川清一君 大體了承いたしました。それでは事業税の改正が出ておりますが、免租点が旧税法では四千八百円ということになっておりましたが、事実各都道府県において、これ以下に下廻つておるところも相当あると存じておりますが、各府県別の資料を出して頂きますが、四千八百円という旧税法による免租点が、どの程度実施されておつたかという点の参考をいたしたいと思ひますので、この資料の御提出をお願いいたします。

○委員長(岡本愛結君) 出し得ますか。――それじゃ資料の提出を求めます。

○石川清一君 昨日来各委員との合同委員会におきまして、私、初めてなものであります。いろいろ第七国会の経過をお聞きしたんですが、只今の都道府県は、この改正される地方税法に基いて表面的な予算を組んでおられるのか、それとも旧税法によつて、最大限に見積りをしまして、予算を組んでおられるのか、これを先ずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小野賢君) お答え申し上げます。各都道府県におきましては、昭和二十五年年度の予算の編成につきましては、これが編成上のいろいろの問題もございまして、たゞ、地方税法案が国会の御審議を受けておるような状況下にあつたのでありますので、これらの点につきましては、事前に地方自治庁から適當な指導をすることが必要であらうと、こういう考え方から、現行税制に基きまして、一応予算の編成をするようにということを通達いたしました。この趣旨に基いて編成をいたしておる筈でございます。

○石川清一君 そうですね、本案の通過後においては予算の編成が行われる。併し現在旧税法による徴収が行われていない。併しながら町村においては、地方の指示があつたかどうか知りませんが、独立税を賦課しまして、旧税法における独立税を賦課して徴収している事実がありますが、これは御通知を各都道府県にいたしまして町村から徴収するような通牒を出したのか、それとも町村が独自の見解に立つて徴収をしたのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(小野賢君) 御承知のように第七国会におきまして、政府原案に基きました地方税法案が成立することを目指して、関係上、事業税、その他の租税につきましては、一応徴収を見合せる法律案の成立がいたされておるのであります。併しながら

○西郷之助君 それに閉連して……今の点ですが、本文の方に、特別の必要がある場合においては、所得金額が二万五千円に満たないときであつても、事業税を課することができるといふことになっておる。その理由は、どういふことになるのか。その実態に於ける場合には、特別の場合には……

○政府委員(小野賢君) 免租点の標準を法律で規定いたしておるわけでありまして、地方税全体が成るべく地方団体の自主的な判断を加える余地を残して置くといふふうな考え方から、例外的な措置を当該地方団体の条例で設けることができるようにいたしておるわけでありまして、今石川さんからもお話があつたわけでありまして、けれども、四千八百円の免租点以下で課税しておるような団体は非常に例外でありまして、或いは全国でも一つ二つがあるかも知れないといふふうな程度だと思ひます。併し正確な資料を後で調査いたしまして出したいと思つております。地方団体にによりましては免税

○石川清一君 昨日来各委員との合同委員会におきまして、私、初めてなものであります。いろいろ第七国会の経過をお聞きしたんですが、只今の都道府県は、この改正される地方税法に基いて表面的な予算を組んでおられるのか、それとも旧税法によつて、最大限に見積りをしまして、予算を組んでおられるのか、これを先ずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小野賢君) お答え申し上げます。各都道府県におきましては、昭和二十五年年度の予算の編成につきましては、これが編成上のいろいろの問題もございまして、たゞ、地方税法案が国会の御審議を受けておるような状況下にあつたのでありますので、これらの点につきましては、事前に地方自治庁から適當な指導をすることが必要であらうと、こういう考え方から、現行税制に基きまして、一応予算の編成をするようにということを通達いたしました。この趣旨に基いて編成をいたしておる筈でございます。

○石川清一君 そうですね、本案の通過後においては予算の編成が行われる。併し現在旧税法による徴収が行われていない。併しながら町村においては、地方の指示があつたかどうか知りませんが、独立税を賦課しまして、旧税法における独立税を賦課して徴収している事実がありますが、これは御通知を各都道府県にいたしまして町村から徴収するような通牒を出したのか、それとも町村が独自の見解に立つて徴収をしたのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(小野賢君) 御承知のように第七国会におきまして、政府原案に基きました地方税法案が成立することを目指して、関係上、事業税、その他の租税につきましては、一応徴収を見合せる法律案の成立がいたされておるのであります。併しながら

○西郷之助君 それに閉連して……今の点ですが、本文の方に、特別の必要がある場合においては、所得金額が二万五千円に満たないときであつても、事業税を課することができるといふことになっておる。その理由は、どういふことになるのか。その実態に於ける場合には、特別の場合には……

○政府委員(小野賢君) 免租点の標準を法律で規定いたしておるわけでありまして、地方税全体が成るべく地方団体の自主的な判断を加える余地を残して置くといふふうな考え方から、例外的な措置を当該地方団体の条例で設けることができるようにいたしておるわけでありまして、今石川さんからもお話があつたわけでありまして、けれども、四千八百円の免租点以下で課税しておるような団体は非常に例外でありまして、或いは全国でも一つ二つがあるかも知れないといふふうな程度だと思ひます。併し正確な資料を後で調査いたしまして出したいと思つております。地方団体にによりましては免税

点前後の人達が非常に多くて、例えば二万五千円以上のものには課税する、二万五千円未満のものには課税しないというふうなことを致しました場合に、その地方団体の事情から言いましたら、如何にも不均衡な感じが持たれる。而も又財政的に相当な欠陥が生ずる。従つて止むを得ずそれ以下のところにおいて課税したいというふうな場合があり得ることも予想いたされまゝすので、好ましいことではないわけでありまゝすけれども、なるだけ地方団体の自主的な判断を尊重したいというふうな建前にいたして参つておるわけでありまゝす。

○竹中七郎君 私は今のことをお伺いしたいと思ひますが、只今の免稅点の問題、これは私達三県下に参りましていろいろ伺つたのであります。一番問題になるのは免稅点の境にある人、この問題は社会保障制度におきましても、いわゆる社会保障の保護にかかると、かからない人、この差は非常に大きなものになる。でありますからこれを政府がはつきりびしやつとやられることに對しては地方団体は非常に迷惑してゐる。これは政府の今の考えの通りであります。私はこの点につきましても大いに地方団体にも相当地方々がおられるのでありますからこれはお任せになりまして、その事情によりましてやつて頂かないと非常に不均衡になる、かつた人は非常に迷惑するが、かからない人は非常に有難い、こういうことになりまして、この点も一つお願いいたして置きたいと思ひます。

問題はこの自治庁の方におきまして、町村長その他の方の面、いわゆる大きい府県の方の面とか、或いは市の方面におきましては相当理解されておられますが、町村の方におきましては非常に理解がない、新税法に對しまして我々参議院が否決したこの問題に對しまして非常なる不服の言葉があるものであります。そうして又政府におきましてもさうでありまして、この自治体の財源不足というものは議會がこれを否決したから現在困つておる、こういうことを御宣傳になつておられます点につきましては、私は非常に疑義を持つておるものであります。ということは、自治庁におきまして徴稅方法に對しますいろいろの月割の問題を出しになつておる。それによりましてという、市町村におきましては実際六月までに済みまして取れるものは何であるか、こういうことを考えますと固定資産税であります。そして政府がお出しになりましたあれが五月二日に通つておりましても、四月に取りますところの固定資産税というものは取れない、六月の固定資産税しか取れない、こういうことに相成ると私は思ふのであります。然るに非常に困つておる、その暫定措置とせられまして平衡交付金の、何と申しますか、前渡し、或いは預金部の金に對しまするいろいろのお世話をなさつてゐる、こういうのであります。却つて私は政府が三月の中にこの法案を通されましたならば順調にいつてゐるのだが、そうでない、政府の怠慢においてか、或いは研究の不足によりまして五月に通すような關係にせられたということに政府の責任がある。

るのであります。決して國會に責任はないと、私はかように考えるのであります。その点に對しまして大抵の御意見を伺つて置きたいと思ふのであります。そうしてもう一つは、これは絶対に政府におきましての新税法の御研究が遅くありまして、國會に御提出になるのが遅れた、この問題に對して地方自治体が財政上において困つておるのでありますから、これに對しまして政府は最も迅速にいろいろの点をお世話をせられなければならぬ責任があると思ふのであります。又後半期におきましてこの改正地方税が通りましたといたしまして、徴稅法におきまして市町村の方におきましては非常に困却して来る、こういうのでありますから、この際におきまして政府といたされましては、いわゆる短期預金部資金の吸上げについて何とか考慮せられる意思があるかどうか、それになりませんという、どうしてでもすつとずれて参りまして、私はこの二十五年度の年度末におきまして必ず地方財政というものが困窮して来る、かように考えておる。それは現在におきましても私達参つて見ますと、或る市におきましても一千万円以上の、それが約一割以上、或いはもつとになりますかも知れませんが、そういう滞納がある。これが三倍になりましたものに對しまして、必ず滞納が多くなつて参りまして、とてもやつて行けない、こういう所におきまして市町村の救済方法に對しましてはどういうお考えを持つておられるか、この点につきまして大臣から御答弁を願ひます。

○國務大臣(岡野清藏) お答え申上げます。今この地方財政が非常に困つておるといふことについての責任とか何とかいうことをたゞ／＼私も伺うのでございませうけれども、その点とはにかく不幸にしてできなかつたということ一つはお考えを願ひまして、政府といたしましてはその後の処置につきましてはできる限り地方財政を窮乏せまいようにいろいろの手を打つて、平衡交付金を出したり預金部資金を出したりしておるわけでございます。そうして只今仰せの資金が三ヶ月ぐらゐで短期のものになつておられますけれども、これは私はそんなことで行くものじやない、さぞお困りだろうと重々お察しますが、これは延期するとか繰延べするとかいふことに努力し、又私も是非そうしたいと考へております。これは御了承を願ひたいと思ひます。又利子なんかにつきましても、政府といたしましては地方財政がこの税法案が通らなかつた空白のためにできた借金でございませうから、これを全部地方公共団体へ背負わすといふことは、地方財政の現状からいましては、これも氣の毒な点でございませうから、中央政府の方からやほり御説の通りに何とか補給するといふ途を考へて、政府内部でも私は努力をしておりまして、大体さういふことになるだろうと考へております。御了承を願ひます。

○西郷吉之助君 昨日の本會議です、天野文相の答弁の中に標準義務教育費の問題があつたのであります。それに対して自分も大いに努力しようと思つておるんだという御答弁があつたと思うのであります。御承知のごとく前文相の高瀬さんの場合に標準義務教育費の問題が出て要綱を伺つたのでありますが、遂にそのまゝになつておりますが、文相はさういふふうなことに努力しようといふことを答弁しておられまゝす。さうしますと今平衡交付金法案によつて千五百億が予算で出ておるわけでありまゝす。冷中において自治庁の側としてはそれに協力してあゝいふ法案を出してはなるのか、その点の見通しについて大臣はどういうふうにお考えか、一層伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清藏) その点におきましては政府の方で考へております。詳しいことは政務次官からお答えいたします。

○政府委員(小野哲吉) 只今西郷さんからお話がございまして標準義務教育費の確保に關する法律案のことにつきましてどう考へておるか、特に地方自治庁の立場においてどう考へておるかという御意見のように伺つたのであります。この問題は御承知のごとく義務教育といふものが極めて重大なものであるといふことは、何人も異論のないところでございませう。又これに伴う経費をできるだけ確保して行かなければならぬといふことも同様でございませう。ただ、この場合におきまして、教育費についての標準を設けてその最低限度を決める場合において、如何なる方法によつてやつて行くかといふことが一つの問題になると思ふのであります。西郷さんも御承知のように、政府といたしましては前國會において標準義務教育費の確保に關する法律案の立案に當りまして、地方自治の運営との間に對してこれを調整をして参る必要があるといふことについて検討を加えて、政府といたしましてはこの間の

調整を図つて両法律案を提案をする、
両法律案と申しますのは、地方財政平
衡交付金法案と、それから只今申し上
げた標準義務教育費に関する法律案と
両方でございますが、と申しますのは、
標準義務教育費を確保するという
方法の如何によりましては、地方自治
の運営に相当大きな支障を與える虞れ
があるものであります。これらの点につ
きましては、地方団体においても相当
真剣に検討をいたして参つておるよう
であります。従つてこの方法を如何
に調整して行くかということに一つの
問題があるのでございまして、中央集
権的な強力な統制の方法によつて標準
義務教育費を確保するというやり方
はなしに、飽くまでも地方自治の自主
性を保持しつつ、それと関連しながら
やつて行くような方法につきましては、
実は工夫を凝らして参つておるような
わけでございます。勿論地方財政平衡交
付金法が制定され、その制度が動いて
おりますので、従いまして交付金額の
測定をいたします場合において、教育
費の点につきましては各地方団体から
詳細な資料の提供を受けまして、全体
としての交付金額を算定する場合にお
いて地方財政委員会において十分に研
究をいたすべきことになつておるよう
な次第でございます。いろいろこの問
題につきましては各見地において、又
その立場において議論のあるところで
ございますが、政府といたしましては、
以上申し上げましたような方法の上
において、調整を図る場合において
は、この新法律案の問題につきまして
は今後共更に善処して行くように進め
て参りたい、かように考えておる次第
でございます。

○西郷吉之助君

それはよくいろ／＼
詳しく御説明頂いて分つたのでありま
すが、御承知のごとくこの問題は、高
瀬文部大臣が前議會に於いてさういふ趣
旨をみずから積極的に述べられたため
に、非常に教育関係者はそれに期待し
て、前國會にこの法案が出ることを渴
望していたが、非常に強かつたのであ
ります。無責任にも高瀬さんは文部
大臣から通産大臣に横滑りして、遂に
これをすつぽかしたものであります。こ
れを遂に改造によつて文部大臣は更
送しましたけれども、高瀬さんがその
責任をとることは免れないと思つた
す。ああいうふうなことを自分から言
つて置きながらこれをすつぽかしてし
まうということとは、無責任に放擲し
て単に波紋を描いたというだけで、教育
関係者は今日でもこの問題に對して関
心を抱いておる。ああいうことは吉田
内閣の非常なマイナスイメージとな
らんのみならず、政治責任という上
においても非常に無責任だと思つた
ので、當委員會においても前國會の末
尾において高瀬文部大臣を呼んで、その
責任を猛烈に各党から突いたのです
が、大臣は今度この事情は御存じない
と思つたのですが、さういふ今の問題
はなか／＼デリケートな点があり、平
衡交付金の法案の第四條の中にもさうい
うことがはつきりしているのですが、
これは微妙な関係があるので、今度そ
ういふことをなさる場合には、両大臣
が十分連絡された上でなされないと、
地方自治団体の側に対しても非常に波
紋を初めから描いて、悪い結果を與え
ると思つたので、なされるならば十
分一致した意見でなさらんと、前のよ
うな轍を踏む結果になると思つた。こ
う

○國務大臣(岡野清豪君)

只今西郷さ
んのおつしやること御尤もございま
して、先般ちよつと文部大臣からそん
な話がございますが、よく一つ二人
で検討して、できるだけ地方の教員の
生活確保のため努力しようじやないか
というふうなことを申合せたことであ
りますから、御了承願います。
○高橋達太郎君 今の義務教育、標準
義務教育費の確保に関する問題に關連
しまして、ちよつと聞きたいのですが、
御承知の通り、現在地方団体を大きく
重圧しているのは教育費の問題である
わけなのです。従つてこの前問題にな
りましたような標準義務教育費確保に
關するような措置が、全国画一的にと
られる、各府県の財政とは関係なしに、
画一的全国的に考えられるというよう
な場合には、これはどうするとも国家
で一律に考へて行く、言換へるならば
それは全額國庫負担というふうな形で
考へられるべきでないかと思つたので
ありますが、その点に對するこの前の
論議というものはどうなつたのか、そ
れを政務次官にお聞きしたいと思つ
ます。
○政府委員(小野哲君) お答え申上
げます。只今御指摘の通りに、教育費
の確保は極めて重大な問題であり、又
地方団体の側におきまして、その経費
が大部分を占めておるというのを承知
してゐるのであります。この標準義務
教育費の確保に關する法律案を制定
いたします場合において、全額國庫負
担にするかどうかというやうな問題に
つきましては、さう深く議論は行われ

○委員長(岡本愛祐君)

外に國務大臣
に御質問ございせんか。
○西郷吉之助君 午前中はこのくら
いにしてどうですか。午後も連合委員
会がありますから。
○委員長(岡本愛祐君) それでは御
質問なければ休憩いたします。
午前十一時五十一分休憩
午後五時十二分開会
○委員長(岡本愛祐君) 午前中に引続
き

○委員長(岡本愛祐君)

お諮りいたしますが、水産委員会か
ら明日の連合委員会に加えて貰いた
いという要求が出て参りましたが、御異
議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(岡本愛祐君) じゃさうい
うことに決定いたします。
それじゃこれで散会いたします。
午後五時十三分散会
出席者は左の通り。
委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
委員 岩 哲夫君
岩 沢 忠恭君
高橋達太郎君
安井 謙君
小笠原三三男君
相馬 助治君
中田 吉雄君
西郷吉之助君
鈴木 直人君
竹中 七郎君
石川 清一君
國務大臣 岡野 清豪君
政府委員 地方自治
政務次官 小野 哲君
地方自治
財政課長 奥野 誠亮君